

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

工業技術総合センターの機器の導入に伴い手数料の額の改定を行うとともに、家畜改良増殖法施行規則(昭和25年農林省令第96号)の一部改正に伴い手数料の追加を行うため、滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 工業技術総合センター試験等手数料のうち、窯業試験等手数料の額を改めることとします。(別表第5関係)

(1) 窯業試験等手数料

手数料は依頼試験1種類ごとに所要経費*を算定した上で、条例上、金額を規定しているところであるが、機器の更新に伴い、手数料の規定を改正するもの。

※所要経費：人件費や減価償却費、光熱水費等の原価計算により算出した経費

〔改正前〕 熱膨張測定	1 試料あたり6,330円
pH測定	1 試料あたり1,220円
加熱重量変化測定	1 試料あたり6,330円
示差熱分析	1 試料あたり6,330円
粒度分析	1 試料あたり6,330円
〔改正後〕 熱膨張測定	1 試料あたり6,360円
pH測定	1 試料あたり1,230円
加熱重量変化測定	1 試料あたり6,400円
示差熱分析	1 試料あたり6,400円
粒度分析	1 試料あたり6,890円

(2) 家畜改良増殖法に基づく事務手数料について、家畜人工授精所の開設の許可証の書換え交付および再交付の手数を新たに設定することとします。(別表第43の2の2関係)

○国規則改正により、家畜人工授精所の開設の許可証の交付、書換え交付および再交付の手続が位置付けられたことに伴い、手数料を新たに設けるもの。

(1) 開設許可証書換え交付手数料 1,800円(新設)

(2) 開設許可証再交付手数料 1,800円(新設)

※開設許可証交付手数料は、開設許可事務手数料 6,000円に含まれている。

(3) この条例は、公布の日から施行することとします。ただし、(1)は令和3年1月1日から施行することとします。

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表

旧				新			
本則および付則 省略				本則および付則 省略			
別表第1から別表第4まで 省略				別表第1から別表第4まで 省略			
別表第5				別表第5			
工業技術総合センター試験等手数料				工業技術総合センター試験等手数料			
1 機械電子試験、機能材料試験等手数料 省略				1 機械電子試験、機能材料試験等手数料 省略			
2 窯業試験等手数料				2 窯業試験等手数料			
区分		単位	金額	区分		単位	金額
化学分析	定性分析	全成分	円 5,680	化学分析	定性分析	全成分	円 5,680
	定量分析	1成分	4,500		定量分析	1成分	4,500
	Pd、Cdの溶出試験	1試料	3,530			Pd、Cdの溶出試験	1試料
耐薬品試験		同	2,430	耐薬品試験		同	2,430
耐圧試験		同	2,190	耐圧試験		同	2,190
吸水率試験		同	2,140	吸水率試験		同	2,140
気孔径分布測定		同	11,630	気孔径分布測定		同	11,630
熱膨張測定		同	6,330	熱膨張測定		同	6,360
オートクレーブ試験		同	5,070	オートクレーブ試験		同	5,070
凍害試験		1試料(10回まで)	20,980	凍害試験		1試料(10回まで)	20,980

	これを超える場 合は1回	1,430
pH測定	1 試料	1,220
熱衝撃試験	同	2,450
加熱重量変化測定	同	6,330
示差熱分析	同	6,330
比重測定	同	3,070
粒度分析	同	6,330
曲げ強度試験	同	3,100
摩耗試験	同	3,900
貫通孔測定	1 件	7,190
衝撃試験	同	6,670
デザイン指導	1 時間	4,550
成績書の 複本また は証明書	和文 1 通	580
	英文 同	680
成績書の英文作成	同	2,240

注 省略

別表第6～別表第43の2まで 省略

別表第43の2の2

家畜改良増殖法に基づく事務手数料

区	分	金	額
---	---	---	---

	これを超える場 合は1回	1,430
pH測定	1 試料	1,230
熱衝撃試験	同	2,450
加熱重量変化測定	同	6,400
示差熱分析	同	6,400
比重測定	同	3,070
粒度分析	同	6,890
曲げ強度試験	同	3,100
摩耗試験	同	3,900
貫通孔測定	1 件	7,190
衝撃試験	同	6,670
デザイン指導	1 時間	4,550
成績書の 複本また は証明書	和文 1 通	580
	英文 同	680
成績書の英文作成	同	2,240

注 省略

別表第6～別表第43の2まで 省略

別表第43の2の2

家畜改良増殖法に基づく事務手数料

区	分	金	額
---	---	---	---

(1)～(8) 省略	
(新設)	
(新設)	

以下省略

(1)～(8) 省略	
(9) <u>家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第38条第1項の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可証の書換え交付の手数料</u>	同 1,800
(10) <u>家畜改良増殖法施行規則第39条第1項の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可証の再交付の手数料</u>	同 1,800

以下省略